

新釧路川ゴミマップ

(釧路地区)

「ゴミは、令和6年2月から令和7年1月の間、釧路川水系の河川(国管理区間)を巡視中に発見したものです。」

冷凍庫



家庭ゴミ



寝具(マット)



発泡スチロール



ゴミを投棄する人がいる一方で、ボランティアによる植樹活動により良好な水辺空間が保たれています。

凡例

種類	色
家庭ゴミ	赤
粗大ゴミ	青
家電ゴミ	水色
廃機械ゴミ	黄
産業・農業 廃棄ゴミ	桃
その他のゴミ	緑

河川巡視で確認した釧路地区のゴミ投棄件数

176件

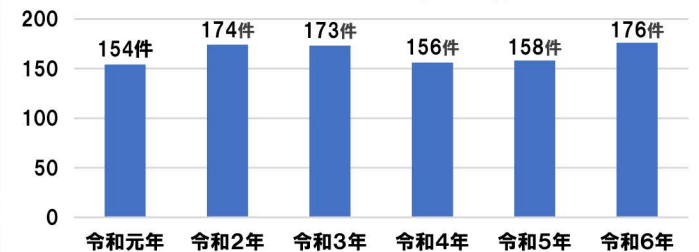
※令和6年2月～令和7年1月

釧路川の河川巡視では令和6年2月～令和7年1月の間に全体で241件の不法投棄を確認しています。釧路河川事務所では不法投棄の処理として年間500万円の費用がかかっています。不法投棄を見つけた場合、警察へ通報するなど厳正に対処します。

※「廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、または、1000万以下の罰金」が課せられることがあります。

美しい景観・貴重な生態系保護のためにも
不法投棄は絶対にやめましょう！

釧路地区 不法投案件数



釧路地

北海道開発局 釧路開発建設部 釧路河川事務所
〒085-8551 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎7階
TEL 0154-21-5500

釧路川ゴミマップ

(釧路湿原地区)

「ゴミは、令和6年2月から令和7年1月の間、釧路川水系の河川(国管理区間)を巡視中に発見したものです。」

河川巡視で確認した湿原地区のゴミ投案件数

38件

※令和6年2月～令和7年1月

釧路川の河川巡視では令和6年2月～令和7年1月の間に全体で241件の不法投棄を確認しています。釧路河川事務所では不法投棄の処理として年間500万円の費用がかかっています。不法投棄を見つけた場合、警察へ通報するなど厳正に対処します。

※「廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、または、1000万以下の罰金」が課せられることがあります。



ゴミを投棄する人がいる一方で、ボランティアによる地道な清掃活動が行われています。

凡例

種類	色
家庭ゴミ	赤
粗大ゴミ	青
家電ゴミ	水色
廃機械ゴミ	黄
産業・農業 廃棄ゴミ	桃
その他のゴミ	緑



ソファ



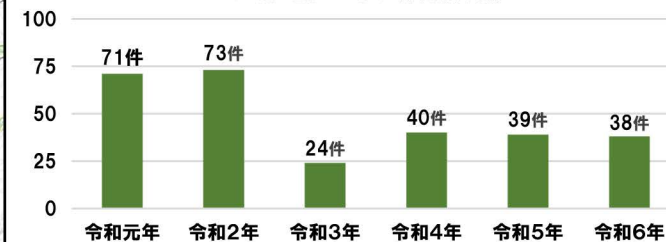
タイヤ・ホイール



ペットボトル等

美しい景観・貴重な生態系保護のためにも
不法投棄は絶対にやめましょう!

湿原地区 不法投案件数



北海道開発局 釧路開発建設部 釧路河川事務所
〒085-8551 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎7階
TEL 0154-21-5500

釧路川ゴミマップ

(標茶地区)

「ゴミは、令和6年2月から令和7年1月の間、釧路川水系の河川(国管理区間)を巡視中に発見したものです。」

凡例

種類	色
家庭ゴミ	赤
粗大ゴミ	青
家電ゴミ	水色
廃機械ゴミ	黄
産業廃棄ゴミ	桃
その他のゴミ	緑



ゴミを投棄する人がいる一方で、水生生物調査などの活動を通して川や水辺の環境の重要性を学んでいます。

座椅子



牛小屋(仔牛)



タイヤ



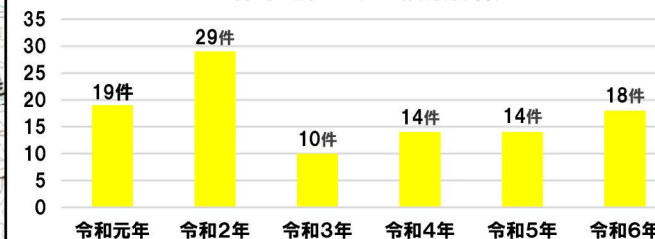
河川巡視で確認した標茶地区のゴミ投棄件数
18件 ※令和6年2月～令和7年1月

釧路川の河川巡視では令和6年2月～令和7年1月の間に全体で241件の不法投棄を確認しています。釧路河川事務所では不法投棄の処理として年間500万円の費用がかかっています。不法投棄を見つけた場合、警察へ通報するなど厳正に対処します。

※「廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、または、1000万以下の罰金」が課せられることがあります。

美しい景観・貴重な生態系保護のためにも
不法投棄は絶対にやめましょう!

標茶地区 不法投棄件数



北海道開発局 釧路開発建設部 釧路河川事務所
〒085-8551 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎7階
TEL 0154-21-5500

0m 1000m 2000m

釧路川ゴミマップ

(弟子屈地区)

「ゴミは、令和6年2月から令和7年1月の間、釧路川水系の河川(国管理区間)を巡視中に発見したものです。」

凡例

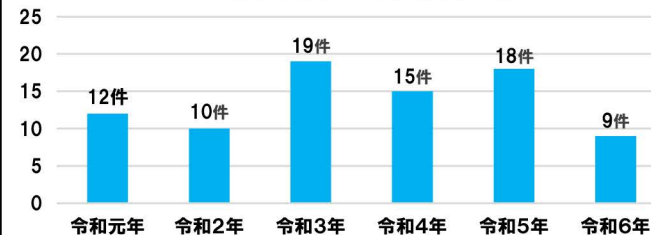
種 類	色
家庭ゴミ	赤
粗大ゴミ	青
家電ゴミ	水色
廃機械ゴミ	黄
産業廃棄ゴミ	桃
その他のゴミ	緑



ゴミを投棄する一方で、ボランティアによる地道な清掃活動により良好な水辺空間が保たれています。

美しい景観・貴重な生態系保護のためにも
不法投棄は絶対にやめましょう！

弟子屈地区 不法投案件数



河川巡視で確認した弟子屈地区のゴミ投案件数

9件

※令和6年2月～令和7年1月

釧路川の河川巡視では令和6年2月～令和7年1月の間に全体で241件の不法投棄を確認しています。釧路河川事務所では不法投棄の処理として年間500万円の費用がかかっています。不法投棄を見つけた場合、警察へ通報するなど厳正に対処します。

※「廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、または、1000万以下の罰金」が課せられることがあります。

北海道開発局 釧路開発建設部 釧路河川事務所
〒085-8551 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎7階
TEL 0154-21-5500